

動薬協会発 195 号  
令和 3 年 3 月 12 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
理事長 池田 一樹  
(公印省略)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知（2 消安第 5429 号）がありましたので、お知らせします。

2 消安第 5429 号  
令和 3 年 3 月 9 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

このことについて、別紙 1 のとおり本日付けで公布されましたので御了知の上、本改正事項について、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底方お願いいたします。

なお、本改正の概要については、別紙 2 を御参照ください。



○農林水産省令第八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月九日

農林水産大臣 野上浩太郎

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和五十一年農林省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第 三 巻	第 四 巻
<p>別表第 1 (第 1 条関係)</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼料一般の製造の方法の基準</p> <p>ア～タ (略)</p> <p>チ アルカリ性プロテアーゼ (その 3) は、<u>豚及び鶏</u>を対象とする飼料 (飼料を製造するための原料又は材料を含む。) 以外の飼料に用いてはならない。</p> <p>ツ～ト (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>別表第 1 (第 1 条関係)</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼料一般の製造の方法の基準</p> <p>ア～タ (略)</p> <p>チ アルカリ性プロテアーゼ (その 3) は、<u>鶏</u>を対象とする飼料 (飼料を製造するための原料又は材料を含む。) 以外の飼料に用いてはならない。</p> <p>ツ～ト (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令について（概要）

1 現行制度の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定により、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となって有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて（同条第2項）飼料及び飼料添加物の成分規格等を定めることができることとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定められている。

2 改正の趣旨

今般、農業資材審議会に意見を聴いたところ、以下のとおり改正することは適当であるとの答申を得たことから、省令の一部を改正することとする。

- ・ 鶏用以外の飼料に用いてはならないアルカリ性プロテアーゼ（その3）（*Bacillus licheniformis* が産生するアルカリ性プロテアーゼ）について、使用の対象に豚用飼料を追加するため、省令別表第1の1の（2）に、アルカリ性プロテアーゼ（その3）については豚及び鶏用以外の飼料に用いてはならない旨規定する。

3 施行期日  
公布の日

令和3年3月9日

## 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正の概要

### 1 改正の趣旨

- (1) 飼料及び飼料添加物には飼料安全法<sup>※1</sup>第3条第1項に基づき、省令<sup>※2</sup>において、有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、成分規格等が定められています。
- (2) 今般、鶏用以外の飼料に用いてはならない飼料添加物アルカリ性プロテアーゼ（その3）（*Bacillus licheniformis* が産生するアルカリ性プロテアーゼ）について、使用の対象に豚用飼料を追加するため、省令の一部を改正することになりました。

### 2 改正の概要

省令において、アルカリ性プロテアーゼ（その3）は豚及び鶏用以外の飼料に用いてはならない旨規定しました。

本剤に関する省令の改正は、令和3年3月9日から施行されます。

※1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）

※2 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）

担当： 畜水産安全管理課  
飼料安全基準班 飼料添加物担当  
TEL：03-3502-8111（内線：4546）